

## 令和2年分所得税確定申告における税制改正の留意点について

新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、収束の兆しが見えず、日本経済が深刻な打撃を受けている中で、いよいよ確定申告の時期が到来します。

このような情勢の中ではございますが、令和2年分以降の所得税から適用される税制改正のポイントについて、ご紹介させていただきます。

## 令和2年分税制改正

## 1. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、市町村長が確認した、一定の低未利用土地等を500万円以下（譲渡土地の上にある建物等の譲渡対価の額を含む）で譲渡した場合には、その譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされました。

## 2. 配偶者居住権等の消滅等による譲渡所得の計算方法の創設

対価の支払いを受けて配偶者居住権等を消滅等させた場合には、総合課税の譲渡所得として所得税の課税対象となりますが、当該譲渡所得の取得費の計算の規定が創設されました。令和2年4月1日以後に権利が消滅等する場合から適用されます。

被相続人に係る居住建物等の取得費（※1）	×	配偶者居住権等の割合（※2）	-	配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額
----------------------	---	----------------	---	----------------------------

※1 建物の取得費については、その取得の日からその設定の日までの期間に係る減価の額を控除します。

※2 配偶者居住権の設定時における配偶者居住権等の価額に相当する金額の、配偶者居住権の設定時における居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいいます。

## 3. 住宅借入金等特別控除の適用要件の見直し

新築又は取得した家屋をその居住用に供した個人は、令和2年4月1日以後譲渡分から、その居住の用に供した年とその前2年・後3年の計6年間において、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用等を受けている場合は、住宅ローン控除の適用ができないこととされました。

## 4. ひとり親控除の創設、寡婦・寡夫控除の見直し

## (1) ひとり親控除

## ① 未婚のひとり親の拡充

次の要件に該当する未婚のひとり親の場合、性別を問わず、ひとり親控除として35万円受けられることとされました。

- イ. 婚姻（事実婚を含む）をしていない
- ロ. 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がある
- ハ. 合計所得金額が500万円以下

## ② 寡婦（寡夫）控除の見直し

次の要件に該当する寡婦（寡夫）に該当する場合、性別を問わず、ひとり親控除として35万円受けられることとされました。

- イ. 離婚または死別（配偶者の生死が明らかでない場合を含む）のち再婚（事実婚を含む）をしていない
- ロ. 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がある
- ハ. 合計所得金額が500万円以下

## (2) 寡婦控除

次の要件に該当する寡婦（ひとり親に該当しない）に該当する場合、寡婦控除として27万円受けられることとされました。

- ① 夫と離婚したのち再婚（事実婚を含む）をしておらず、子以外の扶養親族がいる、または、夫と死別（夫の生死が明らかでない場合を含む）したのち再婚（事実婚を含む）をしていない
- ② 合計所得金額が500万円以下

## 5. 特例の適用期限の延長

次の特例の適用期限が2年延長されました。

- (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度
- (2) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度

## 令和元年分以前税制改正（令和2年分以降適用）

- 1. 基礎控除額の引き上げ
- 2. 配偶者控除、配偶者特別控除の改正
- 3. 給与所得控除額の引き下げ
- 4. 公的年金控除額の引き下げ
- 5. 所得金額調整控除の創設
- 6. 青色申告特別控除額の引き下げ

令和2年分以降の所得税から適用される改正が数多くあり、確定申告書の作成には細心の注意が必要です。詳細は国税庁HP令和2年度 所得税の改正のあらましをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/r2kaisei.pdf>